平成２３年（フ）第７６号
川崎市川崎区浅田２丁目１番23号　朝日荘303
債務者　村上　憲一
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
長野県佐久市岩村田3421番地１、住民票上の住所長野県佐久市岩村田3297番地２
債務者　松本千枝子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１４３号
長野県佐久市望月688番地12、前住所長野県佐久市望月712番地８
債務者　田口はつみ
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１９５３号
神奈川県藤沢市城南１丁目20―７　レオパレスフレッシュⅡ102
債務者　新居　厚人
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９５４号
埼玉県富士見市羽沢３丁目１―15―105
債務者　遠藤　勝守
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９７１号
東京都世田谷区八幡山１丁目７―12―210
債務者　龍崎　　勇
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９８２号
東京都品川区南品川５丁目４―16―203
債務者　栗本　美和（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９８３号
東京都江東区東砂２丁目12―１―206
債務者　望月小百合
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０３０号
東京都稲城市押立524―202
債務者　長島　信彦
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０３１号
千葉県浦安市北栄３丁目24―11　第一内藤ハイツ206
債務者　大石　益典
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０５４号
東京都荒川区荒川４丁目11―２―302
債務者　池田　拓男
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０７７号
東京都杉並区高円寺南４丁目４―８―508
債務者　中川　綾美
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０９４号
東京都足立区西新井３丁目４―２―205
債務者　鈴木　徹雄
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０９５号
東京都足立区西新井３丁目４―２―205
債務者　鈴木　睦子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１２８号
東京都渋谷区代々木４丁目20―１―201
債務者　平野由美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部